

重度心身障害者医療費助成金の受給者の皆様へ

平成 28 年 4 月の診療から障害児についての助成方法が変わります。医療機関等の診療を受けたときいったんお支払をいただいておりますが、窓口無料方式に変更になります。

1、障害児って何歳まで…？

入院・通院ともに

0歳～15歳まで(満15歳到達後の
最初の3月31日まで)が助成対象となります。

上記の年齢を過ぎるとは窓口でいったん医療費をお支払していただくことになる今の制度に変更になります。

重度心身障害児医療費受給者証は、とても大切なものです。次の3つことを必ず守ってください。

①受給者証がないと医療費助成が受けられません！なくさないように大切に保管してください。

②受給者証の記載内容が変わったら、受給者証を新しくする必要があります。

古い情報が記載されたままの受給者証では医療費助成が受けられません。

- ・ 加入保険が変わった
- ・ 保険証の記載内容が変わった
- ・ 引っ越して住所が変わった
- ・ 氏名が変わった場合 など

例えば…

・ 就職したため、加入保険が国民健康保険から社会保険にかわった

・ 政管健保（〇〇社会保険事務所）の保険証から全国健康保険協会の保険証にかわった

③受給資格が消滅したら、市役所に受給者証を返還してください。

こんな時が消滅です！

- ・ 受給者証の有効期間を過ぎた時(有効期間は、中学校3年生の3月31日までです)
- ・ 北杜市から転出する時
- ・ 子ども医療費、ひとり親家庭医療費、生活保護を受けるようになった時 等

3、助成される額は…？

保険適用となる医療費のうち、入院時食事療養費を差し引いた額が助成されます。

保険適用にならないものには、健康診断・予防接種・薬の容器代・自費等があり、これらは助成の対象になりません。

原則として、病院でもらった領収書の負担割合が2割または3割なら保険適用となる医療費、10割(全額)負担なら保険適用にならないものとなります。(補装具等、一部例外があります。)

また、交通事故など、第三者行為に該当するものも助成の対象にはなりません。

4、病院に入院や手術が必要になったときはどうしたらいいの…？

限度額認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を利用してください。

医療費の負担は、所得に応じて1か月の上限額が決まっています。入院や手術などで高額になりそうなときは、支払を上限額まで抑えられる限度額適用認定証（住民税非課税の方は限度額適用・標準負担額減額認定証）を保険者に申請をして取得をし、医療機関に提示をして利用してください。

限度額認定証を利用せずに医療費が高額になった場合は、医療保険の保険者から高額療養費が後日支給されることがあります。重度心身障害者医療費助成金は高額療養費相当分を差し引いて支給しますが、正確な助成金額の算定に通常より時間がかかり、還付が遅れる場合があります。また、高額療養費の支給状況によって助成金の調整を行う場合があります。

助成の受け方は、**窓口無料化方式**と**償還払い方式**の2つがあります。

窓口無料化方式 市が病院に直接医療費を支払うため、保護者の方が病院で医療費を支払わなくてよい方法です。ただし助成の対象とならないものは、病院で支払いをする必要があります。

病院にかかるとき窓口で保険証と重度心身障害児医療費受給者証を提示すると、窓口無料化となります。薬局や歯科医院にかかるときも同様です。※重度心身障害児医療費受給者証以外の医療費受給資格もお持ちの方は、病院の窓口で、必ずその受給者証も一緒に提示してください。

このとき、証の記載内容に誤りがあると窓口無料化を受けられませんので、加入保険や住所等が変わった場合は、必ず市役所福祉課等、各総合支所地域市民課へ届出てください。

病院や加入保険によっては、窓口無料化が利用できない場合があります。その場合**償還払い方式**に利用していただくのが、償還払いです。これは一旦、病院で医療費の支払いを済ませ、後日、市役所に助成金を請求していただく方法です。

診療を受けた月の翌月以降、「重度心身障害者医療費助成金請求書」を市役所に提出してください。請求書は本庁福祉課・各総合支所住民の窓口にあります。請求書の裏面には、月毎・病院毎にまとめた領収書を貼り付けてください。

助成金は、診療月の約3ヶ月後の10日に口座振込によりお支払いします。（支払日が土日祝日にあたる場合は前日）

請求の有効期間は、診療月から2年間です。2年を過ぎると助成を受けられなくなりますのでご注意ください。（例）平成28年1月診療→平成30年1月末日までが請求の有効期間です。

●●●窓口無料化が利用できず、償還払いとなるのは次のような場合です●●●

- 加入している保険が**国保組合**（全国歯科医師国保組合・全国土木建築国保組合・中央建設国保組合を除く）の場合
- **山梨県外の医療機関を受診した場合**
- はり・きゅう・整体等を受診した場合（保険適用でないものは、助成対象外です。）
- 医療機関の窓口で重度心身障害児医療費受給者証を提示しなかったり、提示しても記載内容に相違があった場合

問い合わせ先：北杜市役所 福祉課 障害福祉担当 TEL 42-1334